

立科町個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、町の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 個人情報の取扱い 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職も退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- 2 町民は、この条例により保障された権利を正当に使用するとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(個人情報の取扱い業務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いを新たに開始しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を町長に届け出て、その登録を受けなければならない。登録した事項(以下「登録事項」という。)を変更し、又は廃止する場合も同様とする。

- (1) 業務の名称
 - (2) 業務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者
 - (4) 記録の内容
 - (5) 利用の方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、業務を開始し、変更し、又は廃止した日以降において前項の届出をすることができる。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
- (1) 町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する情報を取扱う事務
 - (2) 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取扱う事務
 - (3) 一般に入手し得る刊行物等を取扱う事務
- 4 町長は、第1項各号に規定する登録事項を一般の閲覧に供さなければならない。
(適正な維持管理)
- 第7条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて、個人情報を適正に維持管理しなければならない。
- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
 - (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
 - (3) 個人情報の漏えいを防止すること。
- 2 実施機関は、個人情報の取扱いが必要でなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
(収集の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その所掌する事務の範囲内で、個人情報の保有目的を明確にし、当該保有目的の達成に必要な限度において、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の当該個人(以下「本人」という。)から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから収集することができる。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令の定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等によりすでに公知の個人情報を収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が立科町公文書公開条例(平成11年立科町条例第11号)に規定する立科町公文書公開審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、法令の定めがあるとき又は正当な所掌事務の遂行のために欠くことができないときを除き、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。

(1) 個人の思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事項

4 本人又はその代理人による申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定に基づいて収集されたものとみなす。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱い業務の目的以外に個人情報を、当該実施機関において利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意を得てあるとき。

(2) 法令の定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(4) 個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要不可欠のものであり、かつ当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、外部提供する場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、当該個人情報の記録の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 実施機関は、目的外利用又は外部提供をしようとするときは、その旨を町長に届け出るものとする。

(電子計算組織の結合の制限)

第10条 実施機関は、公益上特に必要があり、かつ、個人情報の保護について必要な措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により外部提供してはならない。

(受託者に対する措置要求)

第11条 実施機関は、業務を委託するときは、受託者に対し当該業務を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な取扱いについて、必要な措置を講じさせなければならない。

(開示の請求)

第 12 条 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報の記録(文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ等に記録されたもので、氏名、生年月日その他の記述又は個別に付された番号、記号その他の符号により検索し得るものに限る。)の開示(個人情報の記録が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報の記録について、その開示をしないことができる。

(1) 法令の定めるところにより、明らかに開示することができないもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、選考等に関するものであって、開示しないことが適当と認められるもの

(3) 開示の対象となった個人情報に、開示の請求をした者以外の個人又は法人その他の団体に関する情報が含まれている場合であって、請求をした者以外の個人又は法人その他の団体に不利益を与えることが明らかであると認められるもの

(4) 調査、交渉、照会、訴訟等に関するもので、開示することにより実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げる恐れがあると認められるもの

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の記録に、前項各号のいずれかに該当する記録と、それ以外の記録とがある場合において、それを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する記録がある部分を除いて、当該個人情報の記録を開示しなければならない。

(訂正の請求)

第 13 条 何人も、実施機関に対し、第 12 条第 1 項の規定により開示を受けた個人情報の記録について、事実の記載に誤り又は不正確な内容があるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第 14 条 何人も、実施機関に対し、第 12 条第 1 項の規定により開示を受けた個人情報の記録について、第 8 条の規定による制限を超えて取り扱われたものであるときは、当該個人情報の記録の削除を請求することができる。

(中止の請求)

第 15 条 何人も、実施機関に対し、第 12 条第 1 項の規定により開示を受けた個人情報の記録について、第 9 条第 1 項の規定による制限を超えて目的外利用又は外部提供がされようとしているとき、又はされているときは、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(請求の方法)

第 16 条 第 12 条第 1 項の規定による開示、第 13 条の規定による訂正、第 14 条による削除又は前条の規定による中止の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする

る者（以下「請求者」という。）は、請求者本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- （１）請求者の氏名及び住所
- （２）開示等の請求に係る個人情報の内容
- （３）訂正、削除又は中止請求の内容
- （４）その他実施機関の定める事項

２ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わり前項の請求をすることができる。

（請求に対する決定等）

第 17 条 実施機関は、前条の規定により請求書の提出があったときは、当該請求を受理した日から起算して、開示の請求にあっては 15 日以内に、訂正、削除又は中止の請求にあっては 30 日以内に当該請求に対する諾否の決定をし、速やかに請求者に書面により通知しなければならない。

２ 実施機関は、やむを得ない理由により、第 1 項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求を受理した日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、当該延長の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

３ 実施機関は、第 15 条の規定による中止の請求があったときは、第 1 項の決定をするまでの間、当該請求に係る目的外利用又は外部提供を保留するものとする。ただし、保留することによって実施機関の行政執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

（決定後の手続き）

第 18 条 実施機関は、前条の規定により開示、訂正、削除又は中止することを決定したときは、速やかに開示、訂正、削除又は中止をしなければならない。

２ 前項の個人情報の記録の開示は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、請求者が求めるときは、当該各号に定める方法以外の方法により行うことができる。

- （１）個人情報の記録が文書、図画、写真及びフィルムの場合 当該文書等の閲覧又は写しの交付
- （２）個人情報の記録が磁気テープの場合 印字装置を用いて磁気テープの内容を理解可能な形で出力した書類の閲覧又は写しの交付
- （３）個人情報の記録が存在しない場合 当該個人情報の記録が存在しない旨を記載した書面の交付

３ 実施機関は、個人情報の記録を開示することにより、当該個人情報の記録が汚損し、又は破損する恐れがあると認めた場合及び第 12 条第 3 項の規定による部分開示をする場合は、当該個人情報の記録の写しを開示することができる。

4 実施機関は、第 17 条の規定により訂正、削除又は中止を決定した場合において、当該個人情報の記録が既に実施機関以外のものの利用に供されているときは、当該利用者に対し、その旨を通知し、当該個人情報の記録の訂正、削除、目的外利用又は外部提供の中止、返還等適切な措置を求めるものとする。

(費用の負担)

第 19 条 この条例の規定に基づき、個人情報の記録の写しの交付を受けるものは、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第 20 条 実施機関は、第 17 条の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(1) 当該不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示等の請求を拒む決定を取り消し又は変更し、当該開示等の請求を承諾するとき。

(苦情の処理)

第 21 条 実施機関は、この条例に定める個人情報保護制度の運営について苦情の申出があった場合は、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 実施機関は、前項の苦情を処理する場合において、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(運用状況の公表)

第 22 条 町長は、毎年この条例の規定に基づく個人情報の開示等の実施状況を公表するものとする。

(他法令との関係)

第 23 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

(2) 統計法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

(3) 統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

(4) 図書館その他図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 他の法令等の規定に基づき、個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本等の交付又は訂正等の手続きの定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の取扱いをしている業務の登録については、第6条第1項中「取扱いを新たに開始しようとするときは」とあるのは「取扱いについて」と読み替えて同条の規定を適用する。